

質 問 等	回 答（対処方針を含む）
(直轄調査の実施方法)	
1 直轄調査では、民間事業者にどのような作業を委託するのか。	民間事業者は、調査の事前確認として、本所・支所に対して事業内容等の確認作業を行って調査対象名簿を作成するとともに、当該名簿に基づき調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインにより回収する（民間事業者は約8割の調査票を回収し、残りの約2割の調査票は、国、都道府県、市が督促回収を行う。）。また、回収した調査票の記入漏れ等の検査を行う。なお、結果精度を確保するため、最終的な審査は、国、都道府県、市が行う。
(調査票の回収期間)	
2 実施期間は、平成24年3月までとし、調査票の督促回収を平成24年の夏ころまで行うとしているが、そこまで回収を続けて結果集計に間に合うのか。	調査員調査については、調査員の任命期間を平成24年1月上旬から3月上旬までの2か月以内を基本としており、その期間中に回収できなかった調査票は市町村が郵送で回収することとしているが、督促回収は24年5月ころまでには終了する見込みであり、結果集計に十分反映できる。 直轄調査については、企業の決算が3月期に多いことや、一部の大企業では6月の株主総会後でないと調査票を提出できないところもあることから、24年夏ごろまで督促回収を行うが、調査票のかなりの部分は3月下旬から5月にかけて回収できる見込みである。
(経理項目への記載金額の対象とする期間)	
3 暦年の数値で調査票を出せないというのはどのような企業か。試験調査の結果等からわかるのであれば、示してもらいたい。	大企業については四半期決算が導入されていることから前年度の第1四半期を組み替えれば暦年での記入は可能と考えている。中規模企業については、第1次試験調査の企業アンケートにおいても暦年での記入が難しいケースが出てきたことから、そのような点に配慮した形となっている。
4 暦年の数値の調査をしている工業統計調査、商業統計調査の場合は、調査対象から暦年の数値で報告されているのか。	暦年で調査をしている工業統計調査は大半の企業から暦年の数値で報告されている。商業統計調査については、これまでの調査は年度で報告を求めていたが、そもそも暦年で確定申告を行う個人企業が多い中での調査であり、暦年での記入も問題ないと考えている。

<p>5 6月決算後の報告をするのは、中小企業となるのか。大企業は四半期決算をしているので、6月決算後ということにはならないのではないのか。</p>	<p>工業統計調査の例では、ほとんどが暦年で報告されているが、一部の大企業については、企業の方針として本決算の数値でないと報告できないと主張するところがあり、暦年に換算しての記入をお願いしている。</p>
<p>6 平成24年夏までの場合、直近の数値をとるということでいいのか。</p>	<p>調査票の回収期間を平成24年3月までとした場合は、調査票の回収率が低下するほか、売上（収入）金額、費用総額等の金額について前年又は前年度のデータが報告される可能性が高くなるため、23年1月から12月までの暦年で記入できない場合は当該期間を最も多く含む決算期間について記入する取扱いとした上で24年夏ころまで調査票の回収を継続することにより、23年4月～24年3月の年度決算数値での報告が増える可能性はあるものの、調査票の回収率の確保を図るとともに、前年又は前年度データによる報告を防止できるとの整理である。</p>
<p>7 調査票の回収率を上げるため、平成24年夏ごろまで督促を続ければ、回収率は上がるだろうが、調査票で求めているのは平成23年1月～12月の数値であり、24年夏までに集めることとすると調査票の数値は、23年4月～24年3月の年度決算数値での報告が増えるおそれがある。実施時期が2月という難しい時期になったことからある程度やむを得ないと考えるのか、整理の仕方を教えてほしい。調査票の記入は、原則暦年で記載するよう協力してもらうように指導してもらいたい。</p>	
<p>（調査期間及び配布時期）</p>	
<p>8 調査票の記入期間が2か月間というのは、通常の調査と比べて長いのではないのか。</p>	<p>企業の決算が3月期に多いことを踏まえた現実的な記入期間を設定。</p>
<p>9 調査票が調査対象企業に届く時期はいつになるのか。</p>	<p>平成24年1月末までに調査対象企業に配布。</p>
<p>（調査事項）</p>	
<p>10 調査事項の簡素化を実施したとしているが、具体的にどう簡素化したのか。</p>	<p>例えば、建設関係では完成工事高を都道府県別に把握できるかどうか、学校教育関係では入学金収入や検定料などかなり詳細なレベルまで把握できるかどうかを試験調査で実地に検証したが、記入負担が大きいことから把握しないこととした。</p>

11 調査票のプレプリントはどの程度行う予定なのか。	21年基礎調査からの変更が少ないと考えられる事業所・企業の正式名称、通称名、所在地、主な事業の内容、開設時期などについてプレプリントを行う。
(その他)	
12 市町村の事務の輻輳とは、具体的にどのようなことか説明してもらいたい。	21年基礎調査においては、市町村が調査員調査に係る調査員指導等の事務と市町村が自ら調査票を配布・回収する直轄調査の事務が同時期に重なり、市町村から事務負担が大きかったとの意見があったことから、活動調査では、市町村の調査員調査に係る事務終了後から直轄調査の事務を行うこととしている。
13 国、地方公共団体の事業所についての参考表の公表はどのタイミングで行うのか。	確報集計結果の公表スケジュールがまだ確定していないため、参考表についても具体的な公表時期は決まっていないが、確報集計結果の公表後、できるだけ速やかに公表したい。
14 小さな事業所は、登記もしていないところがある。事業所としては郵便物の受け取りや電話は必要であるので、郵便、電話の登録データを参考として使えるような研究をしてみるといいのではないか。	統計調査に活用できる行政記録が存在していることは認識しているところであり、郵便、電話の登録データについても有益な情報であると考え。しかしながら、行政記録の活用にあたっては、今回の登記簿情報の活用作業の経験から、一つ一つの作業の精査、取り入れなどに非常に難しい問題もあり、活用データの精査が重要であると考え。